

- ◇ 河川及びダム事業・砂防事業等・海岸事業では、費用便益分析の費用において、事業費に工事諸費を含めて計上する運用を行っていました。
- ◇ 工事諸費は職員給与や車両費等に係る費用であり、費用便益分析の費用として計上することは適さないことから、治水経済マニュアル(案)が改訂されたため、今後は費用便益分析において工事諸費を計上しないこととします。

費用便益分析に用いる事業費の内訳(イメージ)

